

平成25年度 教育委員会の事務の点検・評価制度

(平成24年度事務事業対象)

I	事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは	P 1
2	指宿市教育委員会における事務事業評価制度	P 1
3	評価対象事務事業について	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	
1	評価の観点	P 5
2	観点別評価	P 5
3	評価の結果	P 5
III	外部評価委員の意見及び提言	
	【教育総務課】	P 6
	① 教職員住宅の運営の在り方の検討	
	【学校教育課】	P 7
	② 学校評議員会の開催	
	【社会教育課】	P 8
	③ いぶすき学校応援団の推進	
	④ 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	
	【市民スポーツ課】	P 9
	⑤ 各種競技大会出場者への支援	
	【学校給食センター】	P 10
	⑥ アレルギー対応希望関係者との面談	
	参考資料	
	○ 指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱	P 11
	○ 指宿市教育委員会外部評価委員会委員名簿	P 12

平成26年2月

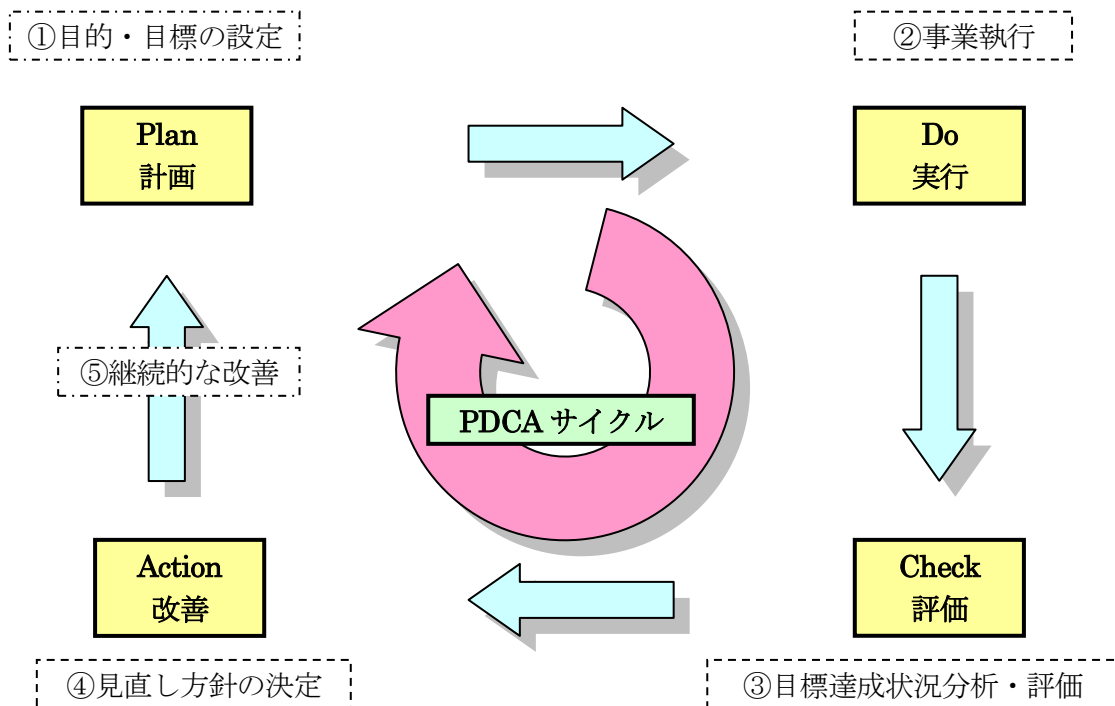
指宿市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA (Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善) という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、指宿市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度を導入しております。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

- ① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底
事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。
- ② 効率的で質の高い行政の実現
教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。
- ③ 成果重視の行政の実現
成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

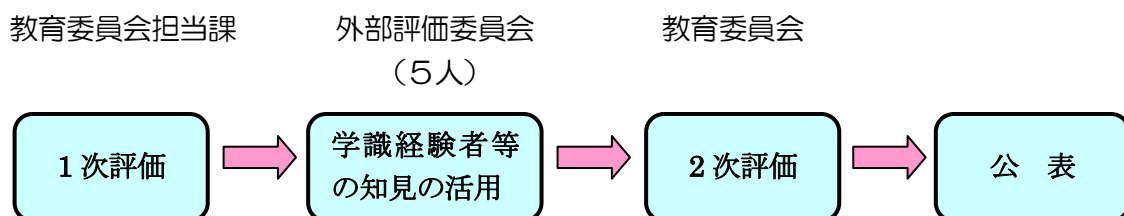
(3) 評価対象事務事業

指宿市総合振興計画及びそれに基づいた指宿市教育行政施策事業で、前年度から引き続き実施している事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、外部評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

- | | | |
|-------|-----|----------------------------------|
| 平成25年 | 6月 | ・点検・評価の対象テーマの設定
・事務事業評価シートを作成 |
| | 7月 | ・1次評価の実施（教育委員会事務局） |
| | 8月 | ・第1回外部評価委員会（制度説明，事業説明） |
| | 9月 | ・外部評価委員からの意見・提言
・評価委員の意見等への対応 |
| | 10月 | ・第2回外部評価委員会（評価委員の意見聴取） |
| | 12月 | ・教育委員への説明
・2次評価の実施（教育委員会） |
| 平成26年 | 2月 | ・議会へ報告書提出
・評価結果の公表（市ホームページ等） |

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none">・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合)・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合)・ 市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)
効 率 性	<ul style="list-style-type: none">・ 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合)・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。)・ 活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)
有 効 性	<ul style="list-style-type: none">・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか。(上位施策に対する貢献度はどの程度か。)・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か。(達成度合)・ 目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

番号	課名	重点項目	施策	事業名
1	教育総務課	3 教育環境の整備	(3) 教職員住宅の適正な管理・運営	④ 教職員住宅の運営の在り方の検討
2	学校教育課	11 職員の資質の向上	(5) 地域まるごと教育の推進	② 学校評議員会の開催
3	社会教育課	1 生涯学習推進体制の充実	(3) 指導体制の確立（有志指導者の養成と活用）	① いぶすき学校応援団の推進
4		11 文化財の保存・活用	(1) 文化財保存・管理と活用の推進	⑧ 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業
5	市民スポーツ課	2 競技団体等の育成・充実		③ 各種競技大会出場者への支援
6	学校給食センター	2 食に関する指導の充実	(2) アレルギー対応の充実	① アレルギー対応希望関係者との面談

事務事業の点検・評価の内容及び結果

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ，公共性・公益性），効率性（費用対効果，コスト削減），有効性（貢献度，目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
①教職員住宅の運営の在り方の検討	見直し必要	見直し必要	見直し必要
②学校評議員会の開催	妥当	妥当	見直し必要
③いぶすき学校応援団の推進	妥当	見直し必要	妥当
④文化財を活かした観光振興・地域活性化事業	妥当	妥当	妥当
⑤各種競技大会出場者への支援	妥当	見直し必要	妥当
⑥アレルギー対応希望関係者との面談	妥当	妥当	妥当

3 評価の結果

事業名	評価（まとめ，課題等）
①教職員住宅の運営の在り方の検討	空家となり利活用が見込めない一般教職員住宅の売却を進めるとともに，校長・教頭住宅においては，小規模な修繕等で対応できる間は維持し，大規模な修繕や建て替え等の必要が出てきた際は，それぞれの住宅ごとに民間住宅等の活用を検討する。
②学校評議員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じた構成メンバーの見直し（バランスのとれた構成，一人は現役世代を入れる等） ・授業参観，給食試食会等の組み入れ（少なくとも1回は実施）
③いぶすき学校応援団の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に有効なボランティア保険制度の調査研究 ・ボランティア研修の開催 ・学校，支援者（ボランティア），関係者等による連絡会の開催
④文化財を活かした観光振興・地域活性化事業	本事業を，社会教育課だけの事業とするのではなく，観光や産業等も関連させて，それぞれが内容を深めて質の高いものにしていく。また，これまで把握されることが少なかった戦争遺跡の詳細調査を行い，今後これの活用を図る。
⑤各種競技大会出場者への支援	補助金交付内規の基準を，「県の予選会において4位以内に入賞し，全国大会，九州大会等の出場権を獲得した場合」として，現在の予算規模で継続事業としていきたい。
⑥アレルギー対応希望関係者との面談	食物アレルギーを持つ児童生徒は増加傾向にあることから，保護者，学校，給食センター等が共通理解のもと除去食，代替食を提供する。

平成25年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
<p>教職員住宅の適正な管理・運営 (教育総務課)</p>	<p>教職員住宅の運営の在り方の検討</p>	<p>管理職の住宅については、極力現状維持をお願いしたい。築年数も古く、老朽化していく住宅等の対策については、家賃収入を一般財源化するだけでなく、積立金等を行い、修繕や建て替え等の財源に充てる方法は考えられないか。</p> <p>教職員住宅の廃止については、県下の市町村の動向、県教職員住宅の対応など、歩調を揃えていただきたい。県下一円に異動される教職員については、均等・公平な福利厚生をお願いしたい。</p>	<p>県内の教職員住宅の管理状況を見てみますと、老朽化により空き家となり利活用が見込めない住宅や統廃合等により教職員住宅として不要となった住宅については、市営住宅への移管、入札による売却、解体による処分を行っているようです。</p> <p>本市においては、空き家となり利活用が見込めない一般教職員住宅については、売却による処分を行う方針で決定していることから、現在、空き家となっている4棟については、売却するとともに、今後も決定した方針に沿って運用していきたい。</p> <p>校長・教頭住宅については、35棟の住宅すべてが入居している状況であることから、小規模な修繕等で対応できる間は維持していきたい。しかし、老朽化が進み、大規模な修繕や建て替えの必要が出てきた住宅については、それぞれの住宅ごとに民間住宅等の活用等を検討していきたい。</p>
		<p>指宿市の財政状況及び交通事情・住宅状況からして本事務事業の方向性が妥当であると考えます。</p> <p>現在居住者のいない住宅及び老朽化の激しい住宅にあっては、本事務事業の趣旨を活かした早めの対応が必要であると考えます。</p> <p>築41年を経過する丹波小学校住宅でも居住は十分可能であり、小規模な修繕等については、継続的な対応をお願いしたい。</p>	<p>民間住宅等を活用することとなった場合には、転入して来られる教職員に対しては、学校周辺の民間住宅等の情報提供ができるようにしていきたい。</p>
		<p>教職員住宅は必要と思うが、住む先生方が少なければ必要ないと思う。無駄なものは売却しても良いと思う。</p> <p>転勤して来られた時、民間及び公共の住宅なども含めた住む家(賃家等)の情報をすぐ提供できるように準備しておいたら良いと思う。</p> <p>住宅情報は、各学校の地域の情報や通勤ができそうな範囲の情報などに区分して整備しておく必要がある。</p>	
		<p>近年、交通網の整備等により通勤圏は広がりがつつありますが、せめて、校長・教頭先生は校区内に居住してほしいとの声が多くあります。</p> <p>老朽化が進む中、補修や建て替えが無理であれば、それに替わる住宅を校区内に確保してほしいと思います。</p> <p>また、修繕の要望には極力応えてほしいと思います。</p>	

平成25年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
<p>地域まるごと教育の推進 (学校教育課)</p>	<p>学校評議員会の開催</p>	<p>学校評議員会の外部評価については、教職員にとっても貴重なご意見や評価を頂く機会と思い、大変ありがたく思っている。 委員の選定については、一度選任してしまうと、中々入れ替えられない学校の事情がある。任期等について、規定の中に謳っていただく方法もあるが、地域や学校関係者で引き受けていただける方がいないと、選任に苦勞する面もあり、学校としても課題の一つである。</p>	<p>学校の教育活動について、具体的で、より現実的な意見や評価をいただくためには、学校評議員にも、学校経営方針や諸活動の目的、運営の在り方等についての理解を深めていただくための、ある程度の期間が必要である。反面、学校の活動や雰囲気慣れることなく、新鮮な感覚で教育活動を見ていただき、新しい視点での意見や評価をいただくためには、評議員の交替も必要である。学校評議員の選任については、各学校、苦勞をしている面があるが、深い視点と新しい視点からの多面的な意見や評価をいただくためにも評議員の任期については、今後検討をしていきたいと考える。</p>
	<p>本事務事業は、学校の教育活動の活性化を図るためには必要な事業であり、本事務事業の方向性が妥当であると考えます。 26年度以降の構成メンバーの在り方については、学校評議員会の活性化を図る観点からの見直しを各学校へ指導・助言する必要があると考える。</p>	<p>学校の教育活動が、育成したい子どもの姿を具現化するような内容であるか、活動が適切に運営されているか、偏りがないか等、客観的に観察し、評価していただくためには、学校評議員にも偏りのない構成が必要であると考えます。例えば、幅広く多様な観点からの意見をいただくため、これまでも、有識者、保護者、育成関係者、関係機関職員、男女比、年齢等、バランスを考慮した構成にするよう指導してきた。今後も選任にあたっては、各学校にバランス感覚を失わないよう指導・助言していく必要がある。</p>	
	<p>学校の教育活動も地域の力が必要な時代であるので、評議員会の活動も評価できるものである。しかし、交替がなく、年齢の分布も高齢な方に片寄っている学校もある。 年齢・男女比率・任期を設ける等、委員の選任方法の見直しを行い、様々な意見が聞けるようにした方が良いのではないかと。 各学校毎で設定するのも良いが、一定の条件を共通で行う運用は、各学校でそれぞれに合った方法で良いと思う。</p>	<p>学校の教育活動も地域の力が必要な時代であるので、評議員会の活動も評価できるものである。しかし、交替がなく、年齢の分布も高齢な方に片寄っている学校もある。 年齢・男女比率・任期を設ける等、委員の選任方法の見直しを行い、様々な意見が聞けるようにした方が良いのではないかと。 各学校毎で設定するのも良いが、一定の条件を共通で行う運用は、各学校でそれぞれに合った方法で良いと思う。</p>	
	<p>評議員のメンバーの都合によって、長期休業中や夜間の開催になっているのではないかと。 授業の様子も見てほしいし、先生方とも会えるような工夫が必要であり、広く意見を聞くためには就学前の子供をもつ保護者もぜひ入れるように考えて欲しい。</p>	<p>各学校、年3回の評議員会を開催している。評議員会は学校の教育活動に対する意見や評価をいただくための会であることから、学校から提示された資料やデータだけではなく、実際の子どもたちの活動を観察することにより、具体的に、現実的な意見や評価がいただけるものとする。 教育委員会においては、3回のうち少なくとも、1回は子どもたちの実際の活動を観察していただき、率直な意見や評価をしていただくよう、これからも指導・助言していきたい。</p>	

平成25年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
<p>指導体制の確立 (有志指導者の養成と活用) (社会教育課)</p>	<p>いぶすき学校応援団の推進</p>	<p>生涯学習の成果を学校教育の活性化に活かし、社会教育と学校教育の融和を図る本事務事業は大変有意義であると思います。 改革・改善の方向性も妥当であり、その方向性でさらなる深化と充実を望みます。</p>	<p>ご意見いただいたとおり、学校教育と社会教育の融和を図りながら、地域のコミュニケーションづくり、人材バンクの整理、学校支援内容の分類及び整理を進めていきます。</p>
		<p>もっと学校(職員)側の理解を深めてもらう。ボランティアをする側もするだけでなく、学校側のニーズに合っているかどうか、守らなければならないルールなどを学ぶ場も必要だと思うが、その点はどうかされているのか。 学校も外部との交流で得るものもあり、ボランティアの方も生きがいができるので、どんどん推進して欲しい。</p>	<p>校区毎に開催している学校応援団協議会を有効に機能させて、統一したルールを確認したり、やりがい、いきがいが感じられるように、学校、地域コーディネーター、ボランティアの情報交換や相互研修等、コミュニケーションの場を提供していきます。</p>
		<p>少子高齢化の中で、子供たちは地域の宝です。その子供たちの為に、何か役立つことはないかとボランティアを買って出る大人たちが増えていけば、地域もより良くなると信じます。</p>	<p>地域の方々が学校支援を身近なものと感じていただけるように、さらに学校支援活動の周知を図りながら、学校と地域のコミュニケーションづくりや連携の強化に努めます。</p>
<p>文化財保存・管理と活用の推進 (社会教育課)</p>	<p>文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業</p>	<p>指宿市の文化財や史跡等のPRをさらにお願いしたい。 ガイドブックは簡単に入手できないうえ、普及に時間がかかる。車社会である今、指宿に訪れた皆さんに、より分かりやすく史跡や観光案内をするための道路標示や立て看板の設置をしてもらいたい。また、観光地や史跡周辺では、立て看板を表示し、史跡や観光地の案内を更に充実させてもらいたい。また、周辺の駐車場の確保なども必要と思われる。</p>	<p>指宿まるごと博物館推進構想に基いて、文化財や史跡等のPRを進めるとともに、関係部署に対して基礎的データの提供に努めます。また、文化財の看板等を年次的に整備し、文化財等の素材がより良く活用されるよう観光部署等との連携を図ります。</p>
		<p>指宿の文化行政は充実していることを日頃から感心しています。 登録博物館の有利性を最大限に生かし、指宿をまるごと博物館と考える斬新なアイデアは観光・教育・産業等に大きな影響を与える事務事業であると考えます。 新たな補助事業を導入し、本事業の発展とさらなる充実を望んでいます。</p>	<p>今後も国の補助制度を活用して事業を推進しますが、総合振興計画後期基本計画にも掲げる事業であることから、国の助成がない場合でも市の独自事業として、関係各課・各団体と連携しながら指宿まるごと博物館推進構想の充実に努めます。</p>
		<p>素晴らしい企画だと思う。地域の良さをいかすという点で素晴らしい。 地域の人々が地元を知るということを通して、ボランティアガイドを育成し、観光に活用する。 補助事業だが、観光や地域の活性化という内容も含んでいるので、他の課と共同で行って良い事業だと思います。</p>	<p>指宿まるごと博物館は市全体の課題であると認識しておりますので、今後も関係各課はもとより市内の各団体と協働して、より良い成果が上がるよう事業の充実に努めます。</p>

平成25年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
競技団体等の育成・充実 (市民スポーツ課)	各種競技大会出場者への支援	中学生や高校生など、中体連や高体連主催または連盟や協会主催の競技以外にも、九州や全国大会に繋がる大会がある。普及振興や競技力の向上を図ることを目的としているのであれば、補助対象の枠を拡充して頂きたい。(内規の第2条第1項の改訂。)	社会体育の普及振興と競技力の向上を図ることを目的としているのであれば、もっと拡充すべきではとご意見ですが、近年は、各種競技において色々な冠大会や競技力向上を目指した交流大会、親睦大会が数多く開催されるようになっていきます。 健康づくり、生きがいくくり、生涯スポーツの普及の面からも多くの市民が参加できるように補助対象枠を拡大し、支援できるのが理想的であると思います。 しかしながら、市の財政は厳しい状況にあり、限られた予算の中での制度運営で現在の対象範囲を決めているところですので、ご理解をいただきたい。
		指宿の競技力の向上に有益な事業であると思います。 経費の補助には市民の関心の高い面もあるので、見直しの方向性で示されているように、補助対象基準を明確にし、毅然たる執行を望みます。	児童生徒や若者の夢をかなえられるよう、また、成人や高齢者等の生涯スポーツの普及が図られるような運用をしており、それにより補助対象となる市民が増えることが事業の目的でもあると思います。 市としても補助効果等の見直しについては、逐次審査を行うなど慎重な対応を行っており、担当課としても厳正に、また、利用しやすいように対応していきたい。
		大会等に参加する団体・選手にとっては、とても助かると思うが、本当に競技力の向上及び競技に親しむ基礎体力の向上、健康づくりに効果があるのか明確なデータ等があるのでしょうか。 また、コストについて見直しが必要とされている規定についても、きちんとした線に分ける必要があると思う。 交通費の助成より、より多くのスポーツを行う環境整備等が必要ではないかと思う。	この補助金を支給することにより、直接に競技力の向上及び競技に親しむ基礎体力の向上、健康づくりに効果があるとは言えませんが、各選手が自己の努力と経費を費やした結果により各種競技大会に出場することが出来たことに、少しでも支援することで、間接的に、その励みになるよう趣旨を謳っているところです。補助金がどれだけの効果を上げられるかというデータの割り出しは難しいところです。 コスト面の削減については、今回の内規の変更により一定の線引きが出来るのではと思います。 スポーツ施設の環境整備については、多額の財源を必要とすることから、年次の計画の中で整備を行っているところです。この補助金は施設の環境整備に要する予算に比べると少額ではありますが、各競技に日頃から熱心に取り組んでいる選手等が獲得した出場権に対する支援として、継続させていただきたいところです。

平成25年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
アレルギー対応の 充実 (学校給食センター)	アレルギー対応希 望関係者との面談	<p>最近の出産・育児等の傾向の中で、諸アレルギーをもつ子どもが増加傾向にあります。特に、口から直接体内に吸収される食物に対するアレルギーは生命の危機に関わる問題でもあり、学校現場でも重要な課題となっています。</p> <p>そのような観点から、本事務事業は重要な事業であり、方向性のあるように継続・充実に望みます。</p>	<p>食物アレルギーを持つ児童生徒は増加傾向にあることから、今後も保護者、学校、給食センターが共通理解のもと、除去食、代替食の提供を実施する等、安心・安全な学校給食の実施に努めたい。</p>
		<p>最近の子ども達の家で、食生活が原因となる問題が増えつつある。アレルギーの生徒は増加すると予想されるので、すぐ対応できるような対策を考えておく必要がある。</p> <p>アレルギーの問題は死に至る事もあるので注意を必要とします。なお、食育についての保護者等への学習も併せて必要だと思います。このまま継続していかなければならない。</p>	<p>食物アレルギーを持つ児童生徒への対応については、新学期前に意向調査を実施する他、随時、保護者からの相談も学校を通じ受け付けており、速やかに対応できる体制をとっている。</p> <p>また、保護者に対する食育の推進については、献立表や給食だよりを利用し、食育に関する情報提供や啓発を行っている。さらに、給食試食会でも、食育に関する講話を、栄養教諭から保護者に説明する等、食育の推進に努めている。</p> <p>今後もこのような活動は継続・充実させていきたい。</p>
		<p>給食センターでアレルギーをもつ子供と保護者に面談をして、症状に応じた対処を下さることによって、事故が防げているのですね。これからもよろしくお願いします。</p>	<p>「学校給食アレルギー対応食実施意向調査表」、「アレルギー検査結果」をもとに、保護者、学校、栄養教諭、給食センター職員等による面談を行い、面談結果を踏まえ、アレルギーの原因となる食材を除去した給食、あるいは他の食材に変更した給食を提供している。今後もこのような方法で対処していきたい。</p>

指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、指宿市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

平成 25 年度 指宿市教育委員会外部評価委員会委員

委員名	所属等
増利裕之	指宿市立指宿商業高等学校長
西園羊二	校長会代表（副会長）
上川路澄江	社会教育委員の会代表（副会長）
上村悦子	市地域女性団体連絡協議会代表（副会長）
濱島保	市PTA連合会代表（山川中PTA副会長）

※ 外部評価委員会設置の根拠法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。